

労働者派遣法第 23 条第 5 項による派遣事業所ごとの情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項、同法施行規則第 18 条の 2 により、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（「マージン率」）等を、情報提供いたします。

項目	太田事業所	静岡事業所
令和 3 年 6 月 1 日付け派遣労働者の数	108 人	69 人
令和 2 年度 派遣先事業所数（実数）	5 件	2 件
令和 2 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額（8 時間 全業務平均）	12177 円	11662 円
令和 2 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額（8 時間 全業務平均）	10774 円	9194 円
令和 2 年度 マージン率	11.5%	21.1%

○派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ・令和 3 年度計画

教育訓練	対象となる派遣労働者	訓練の方法	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー講座	新規入職者	OFF-JT E ラーニング*	無償	有給
品質管理等製造基礎教育	派遣就労中の者			
製造管理教育	派遣就労中の者			
リーダー教育	派遣就労中の者			

* 自宅や事業所で空き時間を活用できる e ラーニングとなります。事業所内の研修ブース利用可能。

- ・キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口：本社キャリア・コンサルティング担当

電話番号：0279-49-3183

○その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

- ・社会保険適用事業所、労働保険適用事業所

○派遣労働者の待遇の決定に係わる労使協定

- ・労使協定を締結している（協定書の有効期間の終期 令和 4 年 3 月 31 日）
- ・協定労働者の範囲：製造業務、事務業務、物流業務、営業販売業務、その他